



illustration: Sato Kumiko

2019(平成31)年 No. **271** 季刊

TEL.0422-49-3111 www.mitaka-s.jp

三鷹商工会 検索

発行所:三鷹商工会 〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 e-mail:mitaka@shokokai-tokyo.or.jp



行きます・聞きます・提案します!

経営相談無料 商工会は、事業者の方ならどなたでもご利用できます。経営指導員等が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

持続可能なまち三鷹めざして

300人が
新春を祝う



講師 鍵屋一氏



岩崎会長



清原市長



開会のことば 岡本副会長



講演会場



閉会のことば 坂本副会長



中締め 吉田商業部会長



なごやかな会場



市議会議員一同の挨拶



「ヨインヨ」の声とともに鏡開き



乾杯 荒井元副会長

「新年会は午後6時30分より、岡本副会長の開会のことばで始まり、岩崎会長は災害に見舞われた昨年を振り返り、「万が一に備えて会員の皆さまには事業継続計画(BCP)の策定を検討していただき、これからの三鷹の地域事業を継続させるための方向性を支援したい」と話しました。

清原市長の祝辞と鏡開き、乾杯と続き、新入会員の皆さんのご紹介がありました。幸運を呼ぶ「みののん」の着ぐるみ2号機も登場し、にぎやかな新年会となりました。中締めは吉田商業部会長、坂本副会長の閉会のことばでお開きとなりました。

事業継続計画(BCP)が地域事業を支える

「万が一の事態に会社を守るのは日ごろの人間関係」

1月16日(水)午後5時15分より、三鷹産業プラザにて「新春講演会」が開催されました。講演会は「都市直下地震と中小企業の事業継続計画(BCP)のあり方」と題し、講師には跡見学園女子大学教授で一般社団法人危機管理教育研究所主席研究員の鍵屋一氏をお迎えしました。

鍵屋氏は実際の地震の映像を示し、「大地震が予想されている今年に一度はBCPを真剣に考えることで確実に心の準備ができます。日ごろから身近な人間関係を大切にしておくことが、非常の際の危機に強くなるポイントです」と説き、参加者は熱心に聞き入りました。



幸運を呼ぶ「みののん」の着ぐるみ2号機

三鷹商工会 平成31年度 **総代会・部会総会**のご案内

第59回総代会 日程: 2019年 **5月23日**(木) 午後4時より(予定) 会場:三鷹商工会館

部会総会 同日 総代会終了後 会場:三鷹商工会館・三鷹産業プラザ

合同懇親会 同日 部会総会終了後 会場:三鷹産業プラザ

三鷹商工会 2019年1月16日(水)17時15分~
新春講演会・新年会を開催 三鷹産業プラザ7階

CONTENTS

2P-消費税率の引上げに伴う価格設定について
3P-小規模事業者持続化補助金申請対策セミナー
7P-ストップ!マクハラ「チョイ得コーナー」

4-5P【特集】**事業承継を考えると**
6P-渡辺一八さん「この人に聞く」
8P-加藤特許事務所「元気印事業所」

消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)

内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁より、10月からの消費税率の引上げに伴う価格設定について、告知された内容をご紹介します。

1. 価格設定に関する考え方

我が国においては、消費税が1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。

これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。

たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。

また今回は、中小・小規模小売事業者に対して、10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者が製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁GMNによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3. その他

消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実上反して、消費税率引上げ前に「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。

消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示(総額表示)を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。

また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

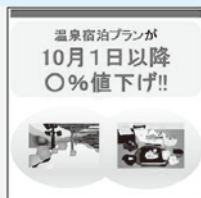
ガイドラインに関する具体的な例・イメージ

価格設定に関する考え方(ガイドライン1. 関係)

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



三鷹商工会情報

◆「小規模事業者持続化補助金申請対策セミナー」開催のご案内

～販路開拓をお考えの小規模事業者の皆さまへ～

三鷹商工会では、今年も実施が予定されている「小規模事業者持続化補助金」の申請に向けた対策セミナーを下記の通り開催します。この補助金は小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2(上限50万円)が補助されます。

「補助金の申請はむずかしそう…」「何から手をつけて良いかわからない…」など悩んでいる方はぜひご参加ください。実際に補助金を申請される際には商工会の経営指導員がバックアップいたします。

日時:3月26日(火)

①14:00～16:00 ②19:00～21:00

(①②とも同じ内容です。希望する時間帯を選んでお申し込みください)

参加費:無料

会場:三鷹商工会館3階会議室

講師:塩野富佐男氏(中小企業診断士・社会保険労務士)

定員:各30名

申込み・問い合わせ:三鷹商工会 栗原・森谷

TEL:0422-49-3111 FAX:0422-49-3184

三鷹商工会女性部 *hanaiki cafe* vol.36



2/4 平成31年 女性部 新年会・新春講演会

毎年、女性部の新年会・総会にもお越しいただいている三鷹市長の清原慶子氏、今年度就任された多摩地区初の女性消防署長である三鷹消防署長の小森身智世氏のお二方をお迎えし、昨年の大きな災害の発生を踏まえ『女性のための防災講話』と題した講演をお聞きしました。

講師の方と部員の方々を交えての意見交流も行いながら、改めて災害に備えることの大切さを学ぶことができました。貴重な時間となりました。ありがとうございました。



☆新春講習会☆
テーマ『女性のための防災講話』



新年会(懇親会)

女性部員さんご来賓の方、合わせて40名の方が出席。途中、抽選会を挿みながら、皆さん一緒に楽しい時を過ごすことができ、大いに盛り上がりました▶今年も女性部は様々な活動を通じて躍進します!!

◆第19回『女性部通常部員総会』開催のお知らせ

日時:31年4月10日(水) 場所:三鷹産業プラザ 7階

*総会 18時～ *懇親会 18時45分～

◆「BCP(事業継続計画)ワークショップ」のご案内

災害が発生した後、時間の経過に伴い解決しなければいけない問題が刻々と変化していきます。いつか考えるのではなく、今一緒に考えましょう▶BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、自然災害等が発生したときに会社が生き残る経営戦略のことです。自然災害等で店や会社が大きな被害を受けたとき、経営者のあなたはまず何をしますか? 思いつくのは自分の身の安全確保、従業員の安否確認、家族の安否でしょうか。ではその次には何を? またその次は? このセミナーでは遠くない未来に来るであろう大地震を想定して、経営者ご自身が具体的にBCP(事業継続計画)をたてていきます。

製造業者の方	3月27日(水)	午後の部	14:00～16:00
		夜間の部	19:00～21:00
製造業者以外の業種の方	3月28日(木)	午後の部	14:00～16:00
		夜間の部	19:00～21:00

*午後の部、夜間の部は同一内容です。いずれかにお申し込みください。

会場:三鷹商工会3階会議室 費用:無料 定員:各回25名(先着順)

講師:青景史明氏 東京海上日動火災保険(株)西東京支店 武蔵野支社 支社長 お問合わせ・お申込み:三鷹商工会 担当:栗原・森谷

◆新入・若手社員のための「社会人基礎力」「応用力向上」研修

～意識改革と行動改革による未来創造力発揮～

このたび当会では人材育成事業として実習を交えた2日間の研修を開催します。若手社員が社会人としての自覚と知識を身につけ職場で戦力となるよう、この機会にご活用ください。

日時:4月4日(木)10:00～17:00 5日(金)9:30～17:00

場所:三鷹商工会3階会議室 内容:社会人・企業人としての心構え、ビジネスマナー、職場での態度能力向上、チームワークの重要性ほか 講師:(有)コーチプロスタッフ 梅原洋也氏、伊藤朋子氏、松野さおり氏 定員:先着30名(定員になり次第、締切ります) 受講料:1人2,000円 申込み:3月29日(金)までに三鷹商工会へ受講料を添えてお申し込みください。 問合わせ:三鷹商工会(担当:栗原) TEL:49-3111 FAX:49-3184

《カリキュラム例》

4月4日(木)◆社会人・企業人としての心構え・学生と社会人との違い・チームワークとコミュニケーション ◆ビジネスマナー・コミュニケーション・職場での生活・好感を与える聴き方、話し方・職場でのコミュニケーション・電話応対・お客様対応(来客、訪問)・報告、連絡、相談

4月5日(金)◆職場での態度能力向上・基礎的職場適応力・仕事への態度・対人関係・組織への順応性 ◆チームとしての効果性・個人力から組織力への改革(体験学習)・目標設定

◆中小企業庁の『軽減税率対策パンフレット』のご紹介

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者の方や支援機関の方々向けに、制度の概要や軽減税率対策補助金の詳細をわかりやすくまとめたパンフレットが発行されています。

「中小企業庁」ホームページ「トップページ」⇒「相談・情報提供」⇒「出版物一覧」からダウンロードや冊子の請求ができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html>



参考にどうぞ!

『消費税軽減税率まるわかりBOOK』(左)『今日から始める 消費税軽減税率対策』

業継

できることを今からはじめよう!

事業承継を失敗しないために



小規模事業者向け
『事業承継スタートアップガイド』より抜粋
T2BASE 多摩・島しょ経営支援拠点
東京都商工会連合会

まだ事業承継の準備を考えていない事業者の方へ

事業承継は事前に準備が必要だと言われています。それは、事業承継時には後継者の経営者としての経験不足によるトラブルや、株式承継時の納税、財産分与など、さまざまなトラブルが起きる可能性があるからです。ここでは事業承継対策をしなかったために起きた失敗事例(トラブル)と対策不足によるリスクについて説明します。これらのトラブルを回避するには、事前にこれらの課題に対して対策をしておくことが重要です。

まずは準備の
必要性に気づく
ことが重要!

失敗事例

1

後継者がいるのに経営の承継ができていなかった

運営上のトラブルで経営悪化

社長から後継者へ、次期社長と伝えられていたものの、引き継ぎの準備や経営について指導がないまま、社長が突然の死去。当時、現場で働いていた後継者は現場のことしか分からないまま社長になりました。しかし、経営のことがわからず、資金繰りも悪化、取引先からの仕事も減っていき、倒産してしまいました。

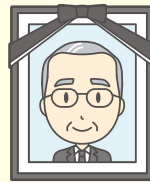
事業承継をしないまま
突然の死去

工場現場しか
分からない...

資金繰り

取引先

工場



製造業社長



後継者

対策の アドバイス

代表者を変えることだけが事業承継ではありません。

事業計画を立てて早め早めに後継者へ経営の承継(後継者教育)を行いましょう!

- 経営者の想いや経営理念の共有
- 金融機関との交渉や資金繰り、財務会計等の勉強
- 取引先への紹介や営業業務の引き継ぎ
- 会社の将来像や事業計画などの話し合い

失敗事例

2

後継者の社内改革がうまくいかなかった

古参社員とのトラブルで承継失敗

新社長は会社の古い体質を変えるために社内改革を断行しましたが、古参社員の協力が得られず、会長は新社長を解任してしまいました。

社内の古い体質を
変えるぞ!

古参社員の賛同を得られない



新社長



会長
古参社員



新社長

対策の アドバイス

新体制においては後継者を支える体制づくりが必要です! 先代や支援者のサポートが効果的です!

- 先代と後継者の相談、話し合い
- 支援者の有効活用(アドバイス、第三者の介入)

失敗事例

3

後継者に株式の集中をしていなかった

相続後に経営権争い

先代はバランス感覚を重視して長男を後継者として指名し、社長を譲っていました。子供には平等に株式を分けていたため、やり手の次男は経営にタッチしていない妹を味方にして経営権を奪ってしまいました。このトラブルが元で会社経営が悪化してしまいました。

対策のアドバイス

相続後のトラブルを回避するためには後継者への権力、株式の集中が必要です!

- 少なくとも株式議決権の過半数、できれば2/3の株式を後継者へ集中

失敗事例④ 株価が上がっていることに気がつかなかった ⇒ 多額の相続税が発生
失敗事例⑤ 役員借入金に税金がかかることを知らなかった ⇒ 想定外の相続税が発生
失敗事例⑥ M&Aの価格提示に納得できなかった ⇒ 自社評価へ固執してM&A失敗

60歳を
超えた経営者
の方へ

特集

10年先の会社や事業のために

事
承

後継者の方
もぜひご覧
ください

経営者の高齢化と後継者不足による事業承継問題は、小規模事業者の課題となっています。今号の特集では、事業承継に関する失敗事例や相談事例等をまとめました。小規模事業者の皆さまにとって、早期に事業承継に取り組むことの重要性や計画的に取り組むことの必要性について、「気づき」を得るきっかけになれば幸いです。



事業承継の準備をはじめましょう

事業承継には会社の経営状況や代表者・後継者の状況などにより、さまざまな課題が考えられます。事業承継は「経営の承継」と「資産の承継」の両方への対応が必要ですが、その前に後継者探しや会社の磨き上げを行うことも大変重要です。現状を把握した上で課題のチェックを行い、それぞれの課題への対応策を踏まえた「事業承継計画」を策定しながら準備を行いましょ。

1 「自社の課題チェックシート」で、課題を洗い出す

事業承継するには、大まかに以下のような課題があります。

後継者がいない場合		後継者がいる場合		
後継者探し	会社の磨き上げ	税金対策	会社の磨き上げ	後継者教育
・後継者の選定	・事業計画の策定	・相続税対策	・事業計画の策定	・代表者による後継者教育
・承継についての話し合い	・経営改善計画の策定	・暦年贈与・株価対策	・経営改善計画の策定	・外部による後継者教育
	・借入金の圧縮	・事業承継税制の活用	・借入金の圧縮	・組織体制の検討
	・新規事業の検討	・事業承継資金対策	・新規事業の検討	

2 課題をもとに「事業承継計画」を策定する

事業承継には、チェックシートをもとに洗い出した課題の解決策を踏まえて、自社にあった「事業承継計画」を立てていきましょう。



自社の課題チェックシート

以下の質問に順番に答えて、該当したらチェック を入れ、自社が抱える課題を確認しましょう。

- Q1** 後継者はいますか？ いる いない 後継者の選定
1.親族から 2.従業員から 3.外部から 4.M&A
- Q2** 後継者の意思確認はしましたか？ 確認がとれた まだ 承継についての話し合い
・家族会議を開く・候補者に打診する・関係者で話し合い
- Q3** 経営理念・技術ノウハウの習得はできていますか？ 習得できている 不十分 代表者による後継者教育
・経営理念の確認経・得意先、金融機関への訪問・経営会議への参加・OJT教育
- Q4** 経営者としての基礎知識は習得できていますか？ 習得できている 必要 外部による後継者教育
・事業承継塾への参加・外部講習会への参加・財務知識の習得
- Q5** 承継に際して資金負担はありますか？ ある 事業承継資金対策
・株価対策・融資・補助金の検討・事業承継税制の活用

事業承継税制を活用しましょう

事業承継税制とは：中小企業が後継者に事業承継する際に、相続税や贈与税を大幅に猶予・免除される制度です。平成21年度に創設された「自社株に係る贈与税・相続税の納付を猶予する制度(事業承継税制)」が、平成30年度に大幅に改定されました。

- ▶ 株価が高いと、株の贈与・相続で多額の税金が発生します
- ・株式を相続した時には相続税を現金で支払う必要があります
- ・相続税を払うお金がないと、最悪の場合、会社を清算しなければならなくなります
- ▶ 事業承継税制を使うと…
- 相続税や贈与税の納付が猶予・免除されます

この人
に聞く
vol.36

目に見えて
形になる仕事



わたなべ かずや
渡辺 一八さん
三雀(さんじゃく)
三鷹市下連雀1丁目

三 雀と書いて「さんじゃく」と読む。「三鷹の三と、下連雀の雀から命名しました。三鷹愛にあふれているんですよ」

笑顔で話す渡辺一八さんはオフィスや店舗などの内装施工を専門に手掛ける「一人親方」だ。

「ひと口に内装と言いますが、業界で石膏ボード張り工事とか軽量鉄骨間仕切り工事と呼ばれる作業をやっています。壁紙などの色がつく前の、金属がメインの土台作業ですね」

この仕事を始めたのは定時制高校に進学した16歳のころ。タウンページをめくって電話をかけた。幸い親方自身も定時制出身で、夕方からの授業に間に合うように計らってくれた。

初仕事はよく覚えていた。

「何だか一癖ありそうなお兄さんたちに交じって、1枚10キログラムもある石膏ボードを700枚も、ビルの各階に運ぶよう指示されて。しかも手運び。これは無理だ、逃げ出そうかな、とも思ったんですけど、何とか続けました」

根が真面目なのだ。現場は長ければ数カ月続くこともあれば日替わりもある。施工内容もさまざま

まで、「役物(やくもの)」と呼ばれる特殊な形状の天井を施工したときには奥深さを知った。

一つ困ったことは朝寝坊。遅刻しては現場の親方頭にぶつ飛ばされる、ということも一度ならず。それでも高校は皆勤で、先生に勧められて大学に進学。夜間の商学部では、高校時代には味わえなかった友だち付き合いも楽しんだ。

実は卒業時には就活を体験している。エントリーシートを書き面接を受け、金融系企業に入社した。だが10代から馴染んだ「目に見えて形になる仕事」の方が、はるかにやりがいがある。1年足らずで古巣に戻って以来、「ものづくり」ひとすじ。36歳ながらキャリアはすでに20年だ。

商工会では建設業部会の幹事を務め、駅伝ではアンカー。最近では気の合う職人仲間と誘われてゴルフも始めた。気取らず飾らず、愛されキャラだ。これから先の道は模索中だという。

「まだ経営者の段階までは来ていないと思っっているんです」と謙虚だ。しばらくは現場の点と点を地道につなぎ、ひたすら働くつもりだ。

(竹下まり)

新入会員のご紹介/
平成30年12月、31年1・2月入会者 (11事業所)

事業所名	業種	住所	代表者(敬称略)
Homebarかつし	飲食店	武蔵野市吉祥寺	永澤美佳子
ウィル宝山	不動産賃貸業	上連雀	宮崎カエ
(医)うちはら内科クリニック	診療所	上連雀	内原正勝
(有)板橋パーキング	不動産賃貸	牟礼	板橋利定
スイッチー級建築士事務所	設計業	上連雀	石川 靖
K-top	教育サービス	上連雀	野瀬秀宗
(株)小笠原商店	クラフトビール製造・販売	下連雀	小笠原恵助
(株)フォーラス	舗装工事、総合解体工事他	牟礼	宮川 勲
山田浩史法律事務所	弁護士	下連雀	山田浩史
タカノ美装	塗装工	上連雀	高野誠貴
エニシス	建設業	下連雀	堀 完二郎

マル経融資制度 無担保 無保証 低金利

事業資金にぜひご活用下さい。融資額:2,000万円以内 返済期間:運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間2年以内) 利率:年利1.11%(平成31年3月1日時点) 担保・保証人:不要
※詳細は商工会事務局までお問い合わせください。

三鷹商工会情報

お知らせ

▶▶ 「第3回ちよい呑みフェスティバル」へお越しく下さい!

5月8日(水)・9日(木)の2日間、三鷹駅を中心に、はしご酒イベント「第3回ちよい呑みフェスティバル」が開催されます。このイベントは「ちよい呑み券」3枚つづりを購入して、行きたいお店を3つ選んで順番に「はしご酒」を楽しむというものです。今回は50店舗が参加しました。どうぞお楽しみに!

報告

▶▶ 「第2回 三鷹まちゼミ」も盛況でした!

去る11月1日から30日までおよそ1カ月にわたり、三鷹市内の各所にて「第2回 三鷹まちゼミ」が開催されました。「お店が教室になる!」と題して店舗や会社事務所などを会場に、専門知識やプロのコツなどが学べる64講座が無料(一部有料)で開かれ、お子さんや家族連れなどが多数参加しました。



「チョイ」

第16回
得コーナー「ハラスメント」
とはなんぞや？

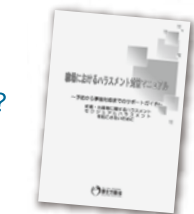
— 「知れません」ではすみません！ その2 —

会員の皆様にチョイ得な気分になっていただくコーナー。
第16回はマタニティハラスメントについて考えます。
では、ちょちょいっと、いってみよう。

◆マタニティハラスメント=マタハラとは？

職場における妊娠・出産などに関する
ハラスメント(マタハラ)とは？

⇒「職場」において行われる上司・同僚
からの言動(妊娠・出産したこと、育児
休業等の利用に関する言動)により、
妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した
「男女労働者」等の就業環境が害されることをいいます。
防止措置を講ずることが事業主に義務づけられています。



※厚生労働省発行の「職場
におけるハラスメント対策
マニュアル2017」より抜粋

◆マタニティハラスメントとはどんな発言？

上司や同僚⇒妊娠・出産した女性労働者へ《発言例》

- ・妊娠を報告してきた部下に
⇒「ほかの人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」×
- ・簡易業務転換を利用している同僚に
⇒「正社員の仕事ができないならパートになればいいのに」×

上司や同僚⇒育児休業等を申出・取得した男女労働者へ《発言例》

- ・育児休業の取得を相談してきた男性の部下に
⇒「男のくせに育児休業を取るなんてありえない」×
- ・育児短時間勤務を利用している同僚に
⇒「早く帰れる人は気楽でいいね」×

◆「ハラスメント」と「不利益取扱い」

妊娠・出産等したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由に、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為は「ハラスメント」ではなく「不利益取扱い」となります。例えば、妊娠したことを伝えたら契約が更新されなかった、育児休業を取得したら降格させられた等が不利益取扱いに該当し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反となります。

今回は『モラハラ』についてご紹介します。

choi-toku

➡ 編集後記

▶今号の特集「事業承継」は人ごとではありません。私の息子も大工をやっていますが、なかなか今後のことをじっくり話す機会もなく毎日が忙しく過ぎていきます。息子はメーカーの仕事も慣れてきて、今さら古宇田ホームがどうのこうのなんて考えられないとひと言。(古宇田)▶1年中鼻炎で、何かしらのアレルギーに反応しています。薬を常時飲んでいまして、花粉症の時期でもそれほど気にはしませんが、できれば鼻炎のない身体に生まれ変わりたいものです。(武田)▶桜の開花が今か今かと待ち遠しい今日この頃ですね。今年は私は桜の名所をいろいろめぐりたいと思っています。(千葉)

▶▶ 「第8回 武蔵野エリア産業フェスタ」終了

2月7・8・9日の3日間、小金井宮地楽器ホールにて「第8回武蔵野エリア産業フェスタ」が開催され、三鷹市・武蔵野市・小金井市のものづくりや企画開発設計に携わる企業が多数参加しました。7日の講演会には恐竜も登場しお子さま連れも多数来場、8日は展示会・商談会・交流会が開催され52事業所が参加、9日は即売会が開催されました。



① 耳寄り情報

▶▶ 福祉保健局・産業労働局からのお知らせ

受動喫煙防止対策 専門アドバイザーによる相談事業を開始

2020年4月の「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行に向け、喫煙専用室等を設置しようとする施設に対し、個別の課題に応じた専門アドバイザーによる相談を開始します。ぜひご活用ください！

◆ 喫煙専用室等の設置についてアドバイスを受けたい方

対象：東京都内に所在する施設(職場、飲食店、宿泊施設等) ▶費用：無料 ▶対応時間：平日(月～金)9:00～17:45(祝日等を除く) ▶活用事例：「喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい」「既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか調べたい」など ▶アドバイザー：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会に登録されている受動喫煙防止対策に精通した労働衛生コンサルタントの専門家 ▶申込窓口：受動喫煙防止対策 相談窓口 TEL:0570-069690(もくもくゼロ) ▶相談手順：電話にてアドバイザーが相談対応。その後、施設の実地での助言や調査が必要な場合、日程調整後アドバイザーを派遣 ※ホームページでも、受動喫煙防止対策に関する最新情報を掲載しています ▶福祉保健局公式ホームページ とうきょう健康ステーション ▶問い合わせ：福祉保健局保健政策部健康推進課 TEL:03-5320-4361

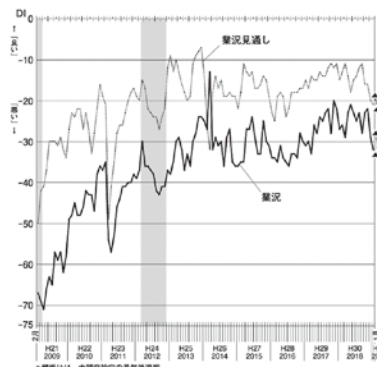
◆ 受動喫煙防止対策に関する経営上の相談やアドバイスを

受けたい飲食店・宿泊施設の方に専門家派遣

対象：東京都内の飲食店及び宿泊施設(個人経営・中小企業に限ります) ▶費用：無料(1企業当たり8回まで専門家を派遣) ▶活用事例：「全面禁煙のお店にするか喫煙専用室を整備するか悩んでいる」「売上はどう変化するのか?」アドバイスを受けたい「受動喫煙防止対策ごとの経営シミュレーションの作成」 ▶アドバイザー：公益財団法人東京都中小企業振興公社に登録されている飲食店等の経営に精通した中小企業診断士、公認会計士、税理士等の専門家を派遣 ▶申込窓口：産業労働局観光部受入環境課 TEL:03-5320-4627(直通) FAX:03-5388-1463 メールアドレス S0290603@section.metro.tokyo.jp ※様式は、東京都産業労働局ホームページからダウンロードできます。

東京都中小企業の景況 1月の景況

東京都産業労働局では都内の中小企業3,875社を対象に、各月の初めに葉書にて前月の景況動向(業況、生産額・売上額、在庫等)を調査し、その月の下旬に公表しています。企業経営の指針としてご活用ください。



(季節調整DI)

業況：
2か月連続で悪化
見通し：
ほぼ横ばいで推移

※平成31年2月調査
※出典元：東京都
産業労働局 商工部

第22回 加藤特許事務所

三鷹市下連雀3-43-19-105 TEL:0422-72-9115 開業:1993(平成5)年 事業内容:知的財産権の取得出願手続き等の支援 営業時間:月~土 8:30~17:30(土は不定期)



特許申請に「一願入魂」

元気な事業所や経営者の方をご紹介しますコーナー。第22回は加藤特許事務所の加藤邦彦さんにお話を伺いました。



この道42年、特許申請ならお任せ

三鷹駅から三鷹通りを南下すると、左手のビル1階に「加藤特許事務所」の看板が見えます。「いつもバスの窓から見て気になっていたので、お客様が相談に見えたこともありまして」と話す加藤邦彦さん。この道42年のベテラン弁理士さんです。

大学の理工学部在学中に、特許研究会の活動で奥深さにひかれ、卒業後は特許事務所に勤務。40歳で新宿に独立開業。現在の場所に移転して12年になります。長年、大手メーカーを始め、三鷹の中小事業者の特許や実用新案など、知的財産権全般の支援をしています。

「三鷹商工会の『みののん』の商標登録にも関わっているんですよ」と笑顔で教えてくれました。

地元の皆さんにもっと貢献したい

現在、特許申請は国内で年間およそ30万件あるといわれます。中でも最近、加藤さんのものに寄せられるのは新規事業のための登録相談が多いそうです。

「三鷹は工業系の事業所も多いので、地元の皆さんにもっとお役に立ちたいと思っています」と加藤さん。信条は「一願入魂」。文字通り、依頼の大小にかかわらず1件の出願に魂をこめて、きめ細やかに対応します、と力強く答えてくれました。

*あなたの事業所もPRしてみませんか? 自薦他薦問いません、広報・情報化委員会までお知らせください。

minonon

貸し出しします!



ジャンプもできるよ
着ぐるみ「みののん」

1月16日の新年会では着ぐるみ「みののん」2号機が登場。皆さまに改めて新年のご挨拶をしました。もちろん、外見は1号機と変わりませんが(当然ですね)、さすが2号機、見えないところで改善されているのです。

1号機はウレタン素材で大きいため、通常のドアから出入りできないなど移動に課題がありました。2号機は「エア式」という空気で膨らませるタイプです。小さくたたんでスーツケースなどに入れて持ち運びができ、ファンを回して中に空気を送り込むので熱がこもらず演者の負担が少ないのです。

これによって「重い・移動が大変・暑い」という課題が「軽い・移動が簡単・暑くない」へと大解決。軽いのでジャンプもできるんですよ。老若男女どなたでも入れます。貸し出しいたしますので、どうぞご利用ください。

ご利用ください「みののんコースター」

みののんプロジェクトではこれまでも「みののんグッズ」を作って皆さんにお楽しみいただけてきましたが、このたびは「みののんコースター」がまもなく完成予定です。「あら、かわいい♡」と、思わず持ち帰りたくなる愛らしさです。お店でも個人でも楽しめる「みののんコースター」をご利用になりたい方は、三鷹商工会までお問い合わせください。皆さんに「みののん」のご利益がありますように!

みののんプロジェクトリーダー

井上匡史

